

フランスにおける恩赦の法制史的研究（一）

福田真希

はじめに

(一) 恩赦とは何か

(二) 恩赦の研究史

第一章 古代ローマから中世にかけての恩赦

(一) 古代ローマの恩赦

(二) 中世の恩赦

(三) 正義と慈悲の対立？

第二章 アンシャン・レジーム期の恩赦

第一節 王令における恩赦

(一) 一六七〇年刑事王令のテキストの問題

(二) 神の赦しから王の恩赦へ

第三節 フランス王国の形成と恩赦

(以上本号)

第三章 啓蒙の時代と恩赦

第一節 王権の翳りとパルルマン法院の抵抗

第二節 恩赦廃止をめぐる対立とイデオロギー

第三節 社会の変化と恩赦

第四章 フランス革命からナポレオン期にかけての恩赦

第一節 恩赦の廃止と復活

第二節 恩赦制度の変化とイデオロギー

第三節 新たな秩序の誕生と赦し

第五章 恩赦の近代史

第一節 法令に見る近代以降の恩赦

第二節 一九世紀の恩赦をめぐる思想

第三節 政体の変遷と恩赦

おわりに

はじめに

(一) 恩赦とは何か

一〇〇八年に改正された、現行のフランス第五共和制憲法第一七条は「共和国大統領は、個人にたいして恩赦を与える権利を有する」と定めている。⁽¹⁾ 現代では、恩赦というと、二〇〇七年以降行われていないが、革命記念日の七月一四日の集団的恩赦が連想される。しかし、条文からもわかるように、個人には赦しを与えないといふわけではない。⁽²⁾ むしろ、恩赦は一身専属的な性格が強く、個別的に与えられることが多かった。フランスにおける個別の恩赦は、通常は、大統領が受益者を指名するのではなく、嘆願者の側が大統領に働きかけることで与えられる。嘆願を受けると、大統領は、まず司法官職高等評議会に見解を求める。その後、大統領は司法大臣、破棄院長などに諮り、最終的には自らの良心に従つて決定を下す。⁽³⁾ 一方、集団的恩赦は、嘆願によるのではなく、一定の枠を設けて対象となる人や罪などを決定する。⁽⁴⁾ たとえば、七月一四日の恩赦は、駐車違反など、一五日から三月の拘禁刑に相当する罪を対象としている。⁽⁵⁾

フランスの大赦は、法律により定められた一定の範囲の者の刑罰だけでなく公訴自体も消滅させる。⁽⁶⁾ これは個別的にも与えられる。また、大統領も、憲法に規定されているわけではないが、grâce amnistanteと呼ばれるものを発することができる。⁽⁷⁾ これは、一八七九年に初めて登場し、その後は、新大統領就任時に与えられることが恒例となっていた。

したがって、一見すると、フランスでは、恩赦と大赦の違いがほとんどなく、大統領と議会が同じような権限を有しているように見える。しかし、恩赦と大赦は異なる。このことは、語源を切り口に考えてみると明らかと

なるう。恩赦は、grâce という言葉のもつ「恩寵」という意味から読み取れることができるよう、慈悲 (pitie) あるいは赦しを与えることを意味する。一方、大赦は、amnistie といい、ギリシア語の amnesia、すなわち「無」を意味する⁽⁹⁾と「記憶」を意味する mnnesia からなる語に由来する。⁽¹⁰⁾したがって、恩赦は本質的に有罪判決を言い渡された人にしか与えられないが、大赦は犯罪の存在を前提としておらず、被疑者にも与えうるという違いがある。⁽¹¹⁾また、効果を見ても、恩赦は刑罰のみを免除し、大赦は訴追の効果 자체から消滅させるという点が異なっている。⁽¹²⁾すなわち、恩赦の場合には犯罪の存在はそのまま残るのにたいし、大赦ならば犯罪の存在は遡及的に消滅する。恩赦は未来を、大赦は過去を見ているのである。

しかし、恩赦と大赦の違いがはつきりと意識されるようになったのは一九世紀以降のことすぎない。アンシャン・レジーム期には、すべての正義は国王に由来すると考えられていた。そもそも、後期中世以来、正義は国王の本質的な使命であり、その権力の土台でもあり目的でもあったのである。したがって、正義の行使を意味する裁判権は、国王の手にあつた。しかし、国王がすべての裁判に自ら関与するのではなく、通常は、国王から委任された正義を各地の裁判官が行使するという形をとつていて。このような裁判権を、委任裁判権という。一方、国王自ら行使する裁判権を、留保裁判権という。恩赦権は国王の専権であるから、通常は留保裁判権のひとつとして理解されることは多い。ところがセルメは、恩赦権は裁判権というよりも、むしろ主権者による法律の免除の権限 (jus dispensandi) であると言つ。たしかに、セルメの言うことにも一理あるだろう。刑罰が確定した後に恩赦が与えられた場合、それは裁判権の作用とはいえない。しかし、もし裁判の途中で恩赦が与えられたなら、それはある意味で、裁きを下している。ともあれ、重要なのは、恩赦権が裁判権に属するのか否かよりも、恩赦権が第一に国王大権であったということであろう。実際、アンシャン・レジームの王たちは、頻繁に恩赦を与えてきた。しかし、な

ぜ、それほど「赦し」が必要だったのだろうか。フーコーは、『監獄の誕生』（一九七五年）で、罪人の身体に直接作用する残忍な刑罰が王権の強化を促したと述べたが、恩赦はこうして作り上げた服従の体系を壊してしまうのではないか。この点の詳細については後から検討する。

ここで、恩赦の法的な意義を簡単に確認する。伝統的には、アンシャン・レジーム期には実体法としての「刑法典」が存在しなかつたため、それによって生じうる法律上の不備を補うために恩赦があると考えられてきた。しかし、刑法の不存在に起因する不備は、刑法典を制定してしまえば補うことができる。実際、啓蒙期には、ベッカリーをはじめとする刑法改革論者が罪刑法定主義を掲げる一方で、これに矛盾するとして恩赦の廃止を主張している。彼によると、確實で緩和された刑罰こそが正義であって、誰か一人の者にだけ特別に例外を設けてしまう恩赦は不要であり、有害でさえある。この主張は革命期の議会に受容され、フランス初の刑法典である一七九一年刑法典は恩赦を、重罪については全面的に廃止した。しかし、一八〇二年に恩赦は復活し、その後は廃止されることなく、まるで、刑法改革論者たちによる恩赦廃止の主張などなかったかのように、半ば自明のものとして存続していく。ところが、二〇〇七年に就任したサルコジ大統領は、集団的恩赦を廃止した。彼は内務大臣時代の一〇〇六年に、自分が大統領になつたら恩赦を廃止すると口にしており、今回の廃止によりその言葉が現実となつた。しかし、この決定は、啓蒙期の刑法改革論者たちの主張が現代によみがえったことを意味するわけではない。二〇〇八年七月二三日には早くも、憲法第一七条が改正され、大統領の個別の恩赦が認められた。その結果成立したのが、前述の「個人にたいして」という部分である。つまり、不特定多数への恩赦は認められないが、誰か特定の人への恩赦には問題がないというのだ。そして、同年の一月二三日に、サルコジ大統領は二七人に個別的に恩赦を与えた。その二七人の中には、汚職の罪に問われていたかつてのヴァール県知事で、一九八八年のレバノン捕虜の解放にかか

わった、ジャン＝シャルル・マルシアニも含まれていた。実は、今回の恩赦の話がもちあがつたのは、彼の破棄申立が棄却されたわずか一ヶ月後の、レバノン捕虜の解放二〇周年を祝う式典であった。したがって、今回の恩赦は明らかに彼のためである。すなわち、大統領個人の判断により、マルシアニは減刑されたのだ。しかも、クリスマスの二日前に。まさにこの行いは、キリスト教の権威を統治に利用したアンシャン・レジームの国王を思わせるものであつた。一二月二五日の『フィガロ』誌電子版は「社会党はマルシアニの恩赦に「君主の行い」を見た」と掲げている。この「君主の行い」にたいし、野党・社会党書記長マルティーヌ・オブリは「すべての人と同じ規範が適用されないで、正義といえるのか」との批判をぶつけている。

わが国を見ても、天皇の即位や崩御、また、皇太子成婚に際して恩赦や大赦が与えられてきた。その理由には、たとえば、一九八九年の昭和天皇崩御による恩赦を例にとれば、「天皇陛下の崩御という国家的大事なのだから、ある程度罪人たちにも恩恵を与えるのがよいだろう」といった、君主としての天皇をイメージさせるものが見られる。恩赦は、現代国家における前近代的残滓のようなイメージを与える点で興味深い制度といえるであろう。

(二) 恩赦の研究史

恩赦は、近代刑事法との関連でも重要な意義をもつが、わが国では以下のような研究が行われている。まず、戦前では、穂積八束や美濃部達吉の研究がある。現代には法務省保護局恩赦課などによる実務的な見地からの文献も比較的多く見られる。一例を挙げると、一九八九年には複数の法律雑誌が恩赦を扱っているし、二〇〇四年にも恩赦の特集を組んだ雑誌が出されている。研究論文では、本稿との関係でいうと、二〇〇九年、二〇一〇年の大林啓吾「統治原理と権力分立原理」や、二〇〇七年の佐々木雄「恩赦令の成立経緯」が重要である。また、佐々木は

二〇〇六年にも関連する論文を発表している。日本法制史分野には寺崎修の明治憲法発布時の大赦にかんする資料などもある。前近代の恩赦については、古くは戦前の高柳論文や一九四四年の中村論文などがあるが、一九九〇年代以降を見ると、佐竹昭が古代における恩赦を研究しており、遠山佳治、神保文夫による江戸時代研究なども見られる。最近では、二〇〇九年の安高啓明の研究や、二〇一〇年の野口朋隆による研究もある。東洋法制史の分野には佐立春人、石岡浩の古代東アジア研究などがある。しかし、西洋の恩赦の歴史については、池田俊昭による一五世紀、一六世紀のドイツ・ニュルンベルクの研究などが見られる程度である。また、フランス関係では近江吉昭による中世フランスの農民一揆にかんする研究以外にはほとんどない。

フランス刑法史全体に視野を広げると、アンシャン・レジーム期からナポレオン期にかけての研究は多く見られる。重要なものを一部挙げると、搞浩や中村義孝の翻訳資料があるし、沢登佳人による革命期の議事録や法令の翻訳もある。また、鈴木教司によるフランスの刑事王令の翻訳や一八世紀の刑法書の解説、そして、石井三記の、啓蒙期の刑法改革運動を中心とする、アンシャン・レジームから革命期に至るまでの刑法の変容にかんする研究がある。しかし、これらの研究も、恩赦の歴史を正面から取りあげているというわけではない。

フランスでは、一九世紀末から二〇世紀初頭にかけて恩赦にかんする学位論文がいくつか出されている。しかし、当時の研究は主に制度史的なものにとどまっていた。一九七〇年代から盛んに行われるようになつた社会史的研究は、恩赦嘆願状や恩赦状を手掛かりに人々の生活やクリミナリテ（犯罪の数量的考察）を明らかにした。デイヨン『監獄の時代』（一九七五年）の第七章にはリール大学の修士課程の学生の何人かがこの種の研究を行つたことが書かれているし、八〇年代にはデーヴィスの『古文書の中のフィクション』（一九八七年）、ミュシャンブレッドの『村の暴力』（一九八九年）なども登場した。現在でも、ボッターらによる同様の研究が見られる。二〇〇七年には、

ショレが一五八七年から一七〇〇年にかけてのスペイン・カステイーリヤ地方における恩赦を通じて、この地の犯罪を取り巻く状況を考察した他、コーベンが実際の恩赦嘆願やそれが認められた数などを用いて、一八世紀前半と後半における恩赦の傾向の違いを明らかにし、コルテルが第三共和制憲法下における復権を、嘆願の場面やそこに介入する社会の意向といった観点から論じた。また、ラファイユは二〇〇六年六月のイタリア憲法院による大統領恩赦にかんする決定について考察している。だが、八〇年代以降の社会史的研究の多くは、人々の生活を知るための資料として恩赦状を用い、主権の作用としての恩赦という側面がわかりにくくなつており、法制や思想の側面も欠けているように思われる。したがつて、本稿では、恩赦の法制、思想、実態の三側面を総合するような考察を目指す。

以下では、アンシャン・レジーム、啓蒙期、革命期およびナポleon期を中心に、古代から現代に至るまでの恩赦を考察する。具体的に述べると、まず第一章で古代ローマから中世までの恩赦を概観する。続いて、第二章でアンシャン・レジーム期、第三章で啓蒙期、そして第四章で革命期およびナポleon期の恩赦を考察し、第五章では、一九世紀の恩赦を取りあげる。

注

- (1) 他に、恩赦にかんする法規定として、たとえば、刑法典第一三三一七条「恩赦は刑罰の執行の免除のみをもたらす。」同第
一三三一八条「恩赦は、被害者にたいしては、違法行為を原因とする損害の賠償を得る権利の妨げとはならない。」が挙げら
れる。なお、本稿では、フランスの現行法はすべて政府の法令検索サイト legifrance (<http://www.legifrance.gouv.fr/>) (二〇一〇
年八月訪問) から引用しており、とくに、刑法典は法務大臣官房司法法制調査部編『フランス新刑法典』法曹会、一九九五年

を参考に訳出した。

- (2) 個人にたいする恩赦は、罰錫に拘束されねど。Renaut, Marie-Hélène, *Le droit de grâce doit-il disparaître?*, *Revue de science criminelle et de droit pénal comparé*, Nouvelle édition, juillet-sept 1996, p. 598.

- (3) Jeanclos, Yves, *Droit pénal européen: dimension historique*, Paris, 2009, p. 524.

- (4) Renaut, *op. cit.*, p. 600.

- (5) Jeanclos, *op. cit.*, p. 525; Danet, Jean et al., *Prescription, amnistie et grâce en France*, Paris, 2008, pp. 316-319.

(6) 刑法典第一三三条一九条「大赦は、刑の前に渡しの効力を失わせべ。されば、選付を生むるにせばが〔主刑とつゝて〕に渡された没収刑がすでに執行されている場合は、大赦によつて、その没収物は返還されない」、おぐにの刑の取り消しをもたらす。それは、犯罪の正犯または共犯を、先の有罪判決の際に享受すべきとのべきた執行猶予の利益の享受に復帰せらる。

などを参照。

- (7) 山口俊夫編『フラン西ス法辞典』東京大学出版会、1999年、ざ grâce amnestiante を恩赦の一種としている。

- (8) Conan, Matthieu, Amnistie présidentielle et tradition, *Revue du droit public*, n. 5-2001, pp. 1308-1309; Duvergier, J.-B. (éd.), *Collection complète des lois, décrets, ordonnances, règlements, et avis du Conseil d'Etat*, Paris, t. 79, 1879, pp. 37-48.

- (9) 染田恵「海外の恩赦制度—北米の実務を中心にして」『更生保護と犯罪予防』第一四一號、1994年七月、四七八—八〇。

- (10) De Peyronnet, *Pensées d'un prisonnier*, Paris, 1834, cité dans Sermet, Ernst, *Le droit de grâce*. Thèse pour le doctorat ès-sciences politiques et économiques de l'Université de Toulouse, Toulouse, 1901, p. 18.

- 一八三九年七月十九日の判例を参照。たゞ、現代の通説は、大赦により行為の有罪性が取り除かれるとしてゐる。Danet et al. *op. cit.*, p. 200.

- たゞ、フラン西ス法典第一〇〇一九年八月六日の法律により、大赦後にも警察の情報ファイルは残されることが定められた。

説
Ibid., p. 256.

Krynen, Jacques, *L'idéologie de la magistrature ancienne*, Paris, 2009, p. 17.

論
■ Sermet, *op. cit.*, pp. 10-13.

voir *Ibid.*, p. 11.

■ Foucault, Michel, *Surveiller et punir. Naissance de la prison*, Paris, 1975. „シ・ムル・トーノー『監獄の誕生—監視と処罰』』

田村誠訳、新潮社、一九七七年。

■ たとえば、後に述べるよつてに、当時のフランスでは正当防衛の場合でも、処罰を免れるために恩赦状を獲得しなければならなかつたが、神聖ローマ帝国では、一五三一年に制定されたカロリナ刑事法典第一三九条により、処罰の対象から外れていた。

■ ただし、ウイットマンによると、刑事司法システムの「穏和」あるいは「過酷」にかんする一〇項目の基準によれば、運用しだいでベッカリーの主張するシステムが「過酷」となり、刑罰を個別化し事情に応じて恩赦を与える方がむしろ「穏和」と言える可能性がある。シェイムズ・Q・ウイットマン『過酷な司法—比較史で読み解くアメリカの厳罰化—』伊藤茂訳、雄松堂出版、一〇〇七年、四五一四八ペーク。

■ 廃止の背景はGamot, Benoît, *Histoire de la justice. France, XVIIe-XXVe siècle*, Paris, 2009, pp. 440-441. また、サルロジ大統領の発言について Le Monde, 18 juillet, 2006 を参照。

■ うち二人が部分的恩赦、残りの五人が即時釈放である。Le Monde, 25 décembre 2008.

■ *Le Figaro*, 25 décembre 2008.

■ 植松正「恩赦隨想」『法律のひらば』第四四卷第四号、一九八九年四月、四ペーク。

■ 穂積八束「憲法上ノ赦免大権ト新刑法案ノ刑ノ執行ノ猶予及免除」『法学新報』第一三卷第一号、一九〇三年。美濃部・達吉「恩赦ニ就テ」『法学協会雑誌』第三〇卷第一号、一九一二年。

- 『法律のひろば』第四四卷第四号、一九八九年四月。『ジュリスト』第九三四号、一九八九年六月。
- 『更生保護と犯罪予防』第一四二号、二〇〇四年三月。
- 大林啓吾「統治原理と権力分立原理（1）（2）—憲法秩序の構成要素としての恩赦権—」『帝京法学』第二六卷第一号、第一号、二〇〇九年、二〇一〇年。
- 佐々木■雄「恩赦令の成立経緯」『法政理論』第三九卷第四号、二〇〇七年。
- 佐々木■雄「日本国憲法下での恩赦制度」『青山法学論集』第四八卷第一・二合併号、二〇〇六年。
- 寺崎修「明治憲法発布の大赦令関係資料—裁判所別未決犯罪表と赦免者名簿—」『政治学論集』第三四卷、一九九一年。この大赦の対象は、「皇室二対スル罪」「内乱二閥スル罪」などの重大犯罪であった。
- 高柳の研究は、戦後のものとともに高柳真三『江戸時代の罪と刑罰抄説』、有斐閣、一九八八年、に収録されている。また、中村哲「恩赦権の史的基礎」（中村哲『国法学の史的研究』、日本評論社、一九四九年、所収）も参照。
- 佐竹昭『古代王権と恩赦』雄山閣出版、一九八八年。
- 遠山佳治「尾張藩における恩赦制と寺院—尾張東照宮別当院の尊寿院をめぐって—」『名古屋女子大学紀要（人文・社会編）』第四六号、二〇〇〇年。神保文夫「福井藩の追放赦免制度」『法史学研究会会報』第一〇号、二〇〇五年。
- 安高啓明「江戸幕府裁判制度に関する一考察 長崎奉行所を事例として」（鈴木秀光ほか編『法制史学会六〇周年記念若手論文集 法の流通』慈学社、二〇〇九年、所収）。
- 野口朋隆「佐賀藩鍋島家における恩赦の構造と変容」『歴史学研究』第八六二号、二〇一〇年。
- 佐立春人「高句麗新大王二年の赦書について」『古代文化』第四四卷第四号、一九九二年。同「新羅文武王九年の赦書について（一）（二・完）」『法学論叢』第一三一卷第一号、第五号、一九九二年。石岡浩「漢代刑罰制度における赦の効用—弛刑による刑罰の緩和—」『史觀』第一四三号、二〇〇〇年。

- 説
論
- 池田俊昭 「中世後期ドイツの犯罪と刑罰——ヨルンベルクの暴力紛争を中心に——」北海道大学出版会、二〇一〇年。
 - 近江吉明 「ジャックリー蜂起における蜂起衆の成立とその展開——「特赦状」の分析から——」『専修人文論集』第五六号、一九九五年。

- 塙の翻訳書のなかで、本稿との関係でもっとも重要なのは、一九世紀フランスの法史学者で憲法学者としても著名なエスマハの『フランス刑事訴訟法史』などを収めた『フランス刑事法史』信山社、一九〇〇〇〇年である。また、中村の翻訳書には『フランス憲法史集成』法律文化社、一九〇一一年、『ナポレオン刑事法典史料集成』法律文化社、一九〇〇六年がある。
- たとえば、沢登佳人「邦訳・大革命期フランスの刑事訴訟立法（その一）治安警察、刑事司法および陪審制の設置にかんすペデクレ（一七九一年九月一六日—一九日）（資料）」『法政理論』第一七卷第一号・第一号、一九八四年。
- 鈴木教司編訳『フランス刑事王令』一九〇〇九年。同「中近世フランスの刑罰について（1）（2・続）」「愛媛大学法文学部論集 総合政策学科』第八号、第九号、一九〇〇〇〇年。
- 石井三記『18世紀フランスの法と正義』名古屋大学出版会、一九九九年。
- ピエール・ド・イヨン「監獄の時代〔近代フランスにおける犯罪の歴史と微治監獄体制の起源に関する試論〕」福井憲彦訳、新評論、一九八一年。
- Potter, David, 'Rigueur de justice': Crime, Murder and the Law in Picardy, Fifteenth to Sixteenth Centuries, *French History*, 1997, v. 11, n. 3; Nassiet, Michel, Brittany and the French Monarchy in the Sixteenth Century: the Evidence of the Letters of Remission, *French History*, v. 17, n. 4. 2003.
- Chaulet, Rudy, *Crime, rixes et bruits d'épées. Homicides pardonnés en Castille au Siècle d'or*, Montpellier, 2007.
- Cohen, Déborah, La procédure de grâce au XVIIIe siècle: restaurer un ordre ou reconnaître l'innocence?, *Revue d'histoire moderne et contemporaine*, 54-2, avril-juin 2007.

■ Coltel, Antony, Le pardon ou l'oubli? La réhabilitation judiciaire en France sous la III^e République: le cas d'Angers, *Crime, Histoire & Sociétés*, v. 11, n. 2, 2007.

■ Laffaille, Franck, Droit de grâce et pouvoir propre au chef de l'État en Italie: La forme de gouvernement parlementaire et le « garantisme constitutionnel» à l'épreuve de l'irresponsabilité et de l'autonomie normative présidentielle, *Revue internationale de droit comparé*, v. 59, n. 4, 2007.

■ 以上、本稿で挙げた法令は、トーナン・ド・ラバーヴィエ『マキシミールの法令集 (Isambert et al. (éd.), *Recueil général des anciennes lois françaises: depuis l'an 420 jusqu'à la révolution de 1789*, Paris, 1821-1833.)』、革命期以降は『トーナン・ド・ラバーヴィエの法令集 (Duvergier, op. cit.)』からの引用である。イザン・バールの法令集は、四二〇年から一七八九年までの法令を収めた二十九巻本で、最後の一九巻は索引である。それに加え、第一〇巻までは約一巻毎に巻末に索引が掲載されている。しかし、しばしば言われるように、この法令集には不備が多く、実際に制定された法律のすべてが網羅されているというわけではない。やむに、表題しか記載されていないものや、収録はされているが索引からは抜け落ちているものもある。また、デュヴェルジエの法令集も同様に、すべての法令を網羅しているわけではない。その点には予め注意が必要である。

第一章 イギリスにおける恩赦

(一) イギリスの恩赦

古代ローマにおいて、裁判とは神の裁きを意味し、実際に法廷に立って裁きを下す人間は神を代理しているだけ

で、彼らが実際に判断をしているわけではないと考えられていた。⁽¹⁾ したがって、当時の人々にとつては、恩赦も神から賜るものであった。キケロは、罪責を認めたうえで求める恩赦を「嘆願 (deprecatio)」としたが、この語の動詞形である deprecor には「厄払いをする」「加持祈祷をする」という意味もあり、恩赦が本質的に宗教と強い結びつきをもっていたことがわかる。一方、何らかの外的要因により犯罪行為に手を染めざるを得なかつた場合など、有責性を否定することは「弁明 (purgatio)」⁽²⁾ と言う。⁽³⁾ しかし、この時代には、恩赦を意味する明確な用語が定まつていたわけではないようである。フォヴィオによれば、当時の恩赦は「寛容 (indulgentia)」⁽⁴⁾ と「赦免 (venia)」とも分類されていた。

ところで、フォヴィオによれば、寛容はもともと善意を意味した。これは、神々の宴 (lectisternia) と呼ばれる祭典で、太陽の神ユピテルの神官と竈の女神ヴェスターの巫女たちによって与えられていたが、後に、神官の役割は皇帝に取つてかわられ、皇帝崇拜につながつていく。⁽⁵⁾ 審容は、善意という主観的な性質上、内容が曖昧であつたが、赦免はもう少し内容が明確だつた。キケロの説明に従えば、これを発動することができるのは、犯罪の意図がなかつたときである。⁽⁶⁾ しかし、この概念もやはり曖昧で、起訴から判決までの間に発する恩赦を、有責性の有無にかかわらず赦免と呼ぶこともあつたし、刑の執行をはじめた後に赦しが与えられた場合でさえ、赦免とされた。

帝政時代になると、恩赦の概念は大きく変化する。たしかに、寛容は、かつてと同様、善意の表れと考えられていたが、少しずつ刑罰を取りさることを意味するようになった。また、この時代には、皇帝が自らの意思で寛容の判断を下すことができるようになつた。すると、彼は専断的にその権利行使し、起訴が行われる前や判決後など、好きな時にそれを与えた。

一方、赦免は、皇帝だけでなく元老院も発することが可能であった。フォヴィオによれば、帝政時代の赦免も基

本的にはキケロが説明したものと同様であったが、より内容が明確化した。⁽⁷⁾

続いて、この時代に誕生する訴追の免除（*abolitio*）について述べておこう。これは文字通り、訴訟手続きの停止を生ぜしめるものである。その後、三世紀になると、これは公の訴追の免除（*abolitio publica*）と個別の訴追の免除（*abolitio privata*）の二種類に分かれた。前者は、祝祭などの慶事に、皇帝または元老院によって発せられるもので、現代でいう大赦に近い効果をもつ。ただし、公の訴追の免除の場合は、三〇日以内に原告側がもう一度訴追をすれば、再び裁判を開始することができる。他方、個別の訴追の免除は、原告側あるいは被告人の嘆願に基づいて司法官により発せられ、原告側の訴権を失わせる。ただ、この免除によつても、将来、別の人々に訴えられる可能性まで排除することはできない。

帝政が後期にさしかかると、その他の恩赦も一般効と特別効の区別がなされるようになつた。一般効をもつものには、全体への訴追の免除（*abolitio generalis*）の他に、全体への寛容（*indulgentia generalis*）、そして全体への赦免（*venia generalis*）がある。特別効をもつものには、個別の訴追の免除、寛容、そして赦免がある。この頃も、寛容と赦免は広範で曖昧な概念であつたが、個別の訴追の免除は、個人の要求により訴追を停止するものという形が定まつてきていた。ただ、これは、その名の通り、個人的（*privata*）なものであつたため、効力は当事者間にとどまり、損害賠償などが免除されるにすぎなかつた。したがつて、たゞえ個別の訴追の免除を勝ち取つたとしても、國家が関係する行為である刑罰を消滅させることはできなかつた。なお、それまでは、恩赦を得ても犯罪により失われた名誉を回復することはできなかつたが、この頃には復権（*restitutio in integrum*）が登場し、それも可能になつた。⁽⁸⁾

いののようなローマ法の伝統は、その後の恩赦の形に大きな影響を与えることになるが、ローマの人々の考えてい

た恩赦が後の時代にもそのまま用いられたというわけではない。恩赦の宗教性という点から、忘れてはならないのが、キリスト教の影響である。キリスト教は、多くの人々に受け入れられ、ローマ皇帝即位の際に与えられる恒例の「忘却の法 (lex oblivionis)」⁽⁹⁾ である。三世紀末にはキリスト教の祝日である復活祭のときに与えられるようになつた。さらに、聖職者がこれに干渉することも珍しくなかつた。⁽¹⁰⁾ おまけに、この恩赦の根拠は贖いの秘蹟 (mysterium redēptionis)、すなわち贖罪とされ、皇帝の寛容などではなくなつてしまふ。皇帝が神から奪いとつた赦しの権限は再び神に、しかし、かつてとは全く異なる神に委ねられることになったのである。

(II) 中世の恩赦

キリスト教は、イエスの磔刑に象徴されるように、罪にたいする赦しを教義の根幹に据えているので、中世には多くの罪人に赦しが与えられた。その背景には、恩赦が贖罪や告解と結び付けられていたことがまず挙げられる。⁽¹¹⁾ つまり、自らの罪を告白することで神の怒りを抑え、魂の浄化を得るのである。赦しの増加の原因には、メロヴィング朝時代（五〇〇年ごろ～七五一年）、教皇だけでなく、司教も恩赦を与えることができたこともある。おそらく、この赦しのインフレは、それにより恩赦嘆願の定型を少しずつ形成していくという側面を有していた。その結果、嘆願の方法は「職業的告解者」である修道士が修行生活の初期に教わるものとなつた。

しかし、赦しを与えることができたのは教会だけではなかつた。ローマ帝国崩壊後、勢いを失っていた世俗権力は、しばらくの後に勢力を取り戻しあじめ、教会としのぎを削るようになる。さらに、この新興勢力は、あえて旧来の秩序を揺さぶろうとさえした。もちろん、恩赦権もその争いの中に巻き込まれるのだが、なぜそのようなことが起きたのだろうか。まず、神の権限である恩赦を嘆願されるということは、神に最も近い人間であることを意味

したと考えられるが、それと同時に、刑罰を与えた者を差し置いて赦しをせがまれるということは、彼がその人物よりも上位にあることを示していたとも言えるだろう。つまり、恩赦を求められるということは、あらゆる裁判秩序の頂点にあると認められることを意味する。ゆえに、世俗権力は、教皇を頂点とするヒエラルキーに取り込まれることを拒むかのように自らの恩赦権を主張した一方、教会権力はそれを頑なに否定した。しかし、六三六年には、ついに教会が国王の恩赦権を明示的に認めることとなる。こうして勢いに乗った国王の側は、続くカロリング朝の時代（七五一年～九八七年）に、国王が恩赦権を独占することを定めるとともに、国王による裁判所組織を再建した。ところが、フランク王国を最盛期に導いたシャルルマーニュが亡くなると、王国は三分され、王権も弱体化し、諸侯が力をつけた。その結果、ふたたび司法制度は多元化し、また、復讐が横行して、恩赦はもはや見られなくなってしまった。そのうえ、一〇世紀ごろには教皇権がもう一度力をつけ、教皇の恩赦権が優位に立つことになる。権力と恩赦には密接なかかわりがあるので。

裁判権についても全く同様の構図が展開された。権力構造が多元的であったこの時代、国王を含む各地の領主は自分たちの土地で排他的に裁判権を行使したし、教会もまた、独自の裁判権を有していた。このような状況の中、優位に立とうとする権力は、裁判権を通じて他の権力を侵食はじめる。というのも、裁判権を有するということは、管轄区内における善惡の価値判断を担うということであり、場合によっては共同体構成員の身体に傷を与えたり、生命を左右してしまうことをも意味したからだ。さらにいえば、裁判権を有する者は、共同体の構成員にそのような権威を認められていいなければならない。したがって、時の権力は、他の権力を押しのけて、自らの裁判権を拡大しようとする。そのため、教会は、本来は宗教や聖職者にかんする事件のみを管轄するはずであったにもかかわらず、一〇世紀ごろから、できる限り多くの事件について聖職者の関与や宗教性を主張し、世俗裁判権を侵しは

じめ、教皇を頂点とする秩序を拡大しようとした。以上のことから、恩赦権が裁判権の一種とされるゆえんがわかるし、裁判権や恩赦権のありかの変遷をたどることが権力の変遷をたどることに等しいことが明らかとなる。しかしながら、「正義」の内容まで権力をもつ者が取り決めていたわけではない。たしかに、一二一五年の第四回ラテラノ公会議によって神判は廃止されたが、依然として正義は、最終的には神のものであった。もちろん、恩赦も、最終的には神や聖母の慈悲を根拠に与えられるものであり、だからこそ、grâceすなわち恩寵と呼ばれた。

また、初期中世においては、恩赦は、儀式により神の慈悲を求める「大変な試練 (opera probatio)」と考えられていた。しかし、後期中世になり、世俗の領主が自分の領邦内の裁判権を掌握すると、恩赦にかんしても、宗教的な意味よりも政治的・法的な意味が目立つようになる。ル・プリシエによれば、恩赦が世俗の領域に再び現れたのは一二世紀末で、ちょうど国家の概念が復活した頃であった。ところが、世俗権力がいくら力を取り戻したとはいえ、教会と同じような赦しを与えては、自分たちではなく教会が赦しを与えているように思われてしまうかもしれない。おそらくそのため、領主たちは、かつての形式にとらわれない嘆願状の存在を徐々に認めはじめた。また、封建制との関連で、君主と家臣の人的な絆が強まるとともに、嘆願の形式よりも君臣の親密さに重きが置かれるようになつた。これは、教会の支配が少しずつほころびはじめたことを示しているであろう。さらに、近世に近づくにつれ、フランスでは、国王裁判権が領主や教会などの裁判権を侵食していく、絶対王政の完成とともに、国王裁判権のヒエラルキーが完成することになる。制度を外側から概観する限り、ここにはもはや神は存在しない。では、神は裁きの場から姿を消してしまったのだろうか。そうではない。アンシャン・レジームの裁判所の法廷の壁を見てみると、キリスト磔刑図がかかっている。さらに、裁判所の敷地内に礼拝室まで見られる。つまり、「王の裁き」はただそれ 자체で存在していたわけではなく、「神の裁き」により正当性を担保されることで初めて、自らの名に

おいて正義を取り決めることができたのである。

先に述べたように、中世フランスにおいては、王権は弱く、各地に強い権力をもつた諸侯が散らばっていた。彼らは独自の硬貨さえ作っていたものの、お互いに全く独立していたのではなく、互いに封建的主従関係を結び、さらにその頂点には国王が位置したわけで、権力構造は複雑で多元的であった。このような状況のため、当時の人々は紛争が発生してもあまり裁判には頼らず、和解による解決を好んだ。しかし、王権が伸長し、権力のヒエラルキーが形成されていくと、国王裁判権は人々の信用を得るようになる。このような、領主から国王へという流れは、恩赦権にかんしても同様であった。諸侯らから国王に正義の源泉が変わったということは、人々が領主ではなく国王の臣民となつたということと同義である。今や、国王は臣民の生殺与奪の権を一手に握ることになった。ここで大きな役割を果たしたのが、ローマ法である。一二世紀に復活したローマ法は、大学の誕生とも相まってヨーロッパに浸透し、フランスでもレジストと呼ばれる人々を中心に、これを積極的に取り入れる動きが見られた。彼らは、国王を皇帝になぞらえ、「国王は彼の国における皇帝である」や「すべての正義は王より来る」といったローマ法諺を掲げて国内での王の「インペリウム」を確立させようとした。さらに、王権はキリスト教的な言説や儀式を用いることで宗教をも自らのイデオロギーの中に取り込んでいく。こうして力をつけた王権は、諸侯や教会の権力を奪い、国内秩序の頂点に立つことになる。

（三）正義と慈悲の対立？

王権の強化により、恩赦権は国王の手に握られることとなつたが、一度与えた刑罰を反故にしてしまうこの行為にかんして、すべての者が快く思つていたわけではなかつた。たとえば、カロリング朝時代には、『君主の鏡』が

慈愛 (charité) を君主のもつべき八つの徳の中に数えていた一方、ヒンクマールは、慈愛は善き統治を害しうるとして、その範囲にかんして懸念を示していた。また、一四世紀にも、恩赦は正義と対置する存在と捉えられて、法律家たちの批判を浴びた。もし、彼らの言うように、恩赦と正義が対立するのであれば、「正義の源」である国王が恩赦権を持つはずはない。それに、恩赦が不正義であるのなら、恩赦など廃止してしまえばよいのではないか。しかし、正義と慈悲の関係は、単純ではない。

正義には、罪人を厳しく罰する狭義の「正義」と、赦しを与える「慈悲」という、一見相容れない二つの顔がある。一三二八年ごろニコラ・ド・リールは「慈悲 (misericordia)」と真理は、すなわち正義は、王を守る。というのは、正義なき慈悲は臆病であるが、慈悲なき正義は残酷であって、これは王と王国を破壊してしまうからだ。しかし、慈悲としての正義が刺激し、正義としての慈悲が緩和することは王と王国を守るのである」と言った。この言葉から見て取れるように、一四世紀初頭には、この二重の性格こそが「正義の源泉」である王権の本質をなすと考えられていた。ところが、ゴヴァールによれば、この頃、カノン法学者たちの影響により、慈悲 (miséricorde) が厳格な正義の対立概念と捉えられるようになったという。

ところで、このころまでは、キリスト教の影響もあり、「正義」の二つの側面のうち、狭義の「正義」よりも「慈悲」が好まれる傾向にあった。国王にとって、慈悲は「正義をより大きくする」ものであったのだ。なかでも、正当防衛や過失致死といった赦免は頻繁に与えられた。国王は、初めは追放刑者を中心に赦免を与えていたものの、その後、一二世紀に罰金刑が中心となり、一三世紀にはあらゆる種類の刑罰に赦免が与えられたといわれる。そして一三四〇年ごろからその数は急激に上昇した。しかし、このようにあまり「慈悲」を与えすぎては臣民に示しがつかず、犯罪を抑えることができない可能性がある。実際、この時期には、戦争のため軍人による残忍な犯罪が増

加して社会不安が深刻化していたうえ、役人たちは腐敗しており、彼らの知り合いであれば、重い罪を犯しても軽い刑罰で済んでしまうこともあった。また、恩赦は一度下した判決を覆したり、訴追を中断してしまうものであったので、繰り返し出されることで裁判の権威は低下してしまった。さらに、刑罰は罪を贖つたり、罪を犯すほど病んだ魂を治療したりするとも考えられていたので、罪人を痛めつけているだけのように見える刑罰も、これこそが本当の慈悲であって、恩赦はそのチャンスを奪う、「常軌を逸した慈悲」なのだという声も挙がった。こうして、一三五五年の三部会に、恩赦の濫用を問題視する陳情書が出され、その結果、国王が恩赦権を自ら制限することになる。

国王の恩赦権にたいする制限は、大きく三種類に分けられる。まず、副署の必要。次に、対象外となる犯罪の限定。そして、恩赦の条件として、私訴原告人への損害賠償支払いの義務。まず、副署の必要について述べる。このような制限が初めて法定されたのは、一三五六のことである。当時、国王ジャン二世（在位一三五〇年～一三六年）は囚われの身であり、摂政が恩赦を与えていた。この摂政が後に国王シャルル五世となるのだが、彼は恩赦にグラン・コンセイユ構成員三名の副署が必要であるとした。後述するように、後の時代には、国王による恩赦の場合でも、恩赦状の発行には副署が必要となる。

次に、対象外となる犯罪の限定について言うと、イザンベールの法令集を見る限りでは、初めて限定がなされたのは一三四九年である。このとき恩赦の対象外とされたのはシャンペニュおよびブリの大市に頻繁に出入りする商人による犯罪であった。一三五四年には国王の債務者の犯罪が対象外とされた。さらに、一三五六年に摂政シャルルは、殺人、四肢の切断、誘拐、強姦、教会への放火、休戦もしくは保護（*sauves-gardes*）の違反を対象から除外した。一五七一年には決闘、大逆罪、司法官や憲兵（agents de la force publique）にたいする暴行（excès）もし

くは侮辱（outrages）が恩赦の対象から外された。そして、一五七九年には最高諸法院による判決に恩赦が与えられなくなっている。また、王令には書かれていないが、再犯者にたいしては、基本的に恩赦は認められなかつたし、判例により恩赦が認められないとされた罪もいくつかあった。

最後に、私訴原告人への賠償は、法令により義務付けられていたわけではないが、恩赦が与えられた場合でも第三者的利益を害することはできないと主張する法学者もあり、損害賠償の支払いが当然視されていた。

国王は、時に自ら定めた王令を無視して赦しを与えることがあつたが、その一方で、ローマ法学者たちは、慈悲は神が与えるものであつて、王の仕事ではないとして、恩赦に反発した。彼らの反対の背景には、それまでの当事者主義的訴訟手続きから職権主義的訴訟手続きへの転換もある。後者の手続きにおいては自白が重視され、拷問などを用いて無理に自白を引き出す傾向が出てきたため、自白はかつてのような恩赦との密接なつながりを失つてしまつた。しかし、国王は恩赦を与える手を止めることはなかった。そして、これ以降も、恩赦は政治的色合いを失うことなく一六七〇年を迎えることとなる。次章では、一六七〇年刑事王令の規定を中心に、アンシャン・レジーム期の恩赦制度を概観する。

注

- (1) 以下は Foviaux, Jacques, *La rémission des peines et des condamnations. Droit monarchique et droit moderne*, Paris, 1970, pp. 18-43. ただ、ルローによれば、エトルリア王政時代からすでに、恩赦は世俗化されはじめていた。当時、恩赦の最終決定は民衆に委ねられたのである。Rulleau, Charles, *De la grâce en droit constitutionnel*, Thèse pour le doctorat de droit, Bordeaux, 1911, p. 7.

- (2) Muyart de Vouglans, Pierre-François, *Institutes au droit criminel, ou Principes généraux sur ces matières, suivant le droit civil, canonique, et la jurisprudence du royaume, avec un Traité particulier des crimes*, Paris, 1757, p. 107.
- (3) Ciceron, *De l'invention*; traduction nouvelle de Borneque, Henri, Paris, 1932, p. 23. 『キケロ一選集』片山英男訳、岩波書店、1100円年、1冊く一△。
- (4) 「弁明」は「赦免」の同義である。Foviaux, *op. cit.*, pp. 21-28.
- (5) Gauvard, Claude, «*De grace especial» Crime, état et la société en France à la fin du Moyen Age*, v. 2, Paris, 1991, p. 904.
- (6) フォワイヤーは、「酌量」と「情状」(circonstances atténuantes)が発見されたときに赦免の対象となる。これが、キケロは「情状酌量」の語を用いたこと。voir Foviaux, *op.cit.*, p. 21; Ciceron, *op. cit.*, p. 211. 『キケロ一選集』11九八一△。
- (7) Foviaux, *op. cit.*, p. 24.
- (8) Lair, Adolphe-Émile, *De la réhabilitation des condamnés dans le droit romain et dans le droit français ancien et moderne*, Thèse pour le doctorat, Paris, 1859, pp. 14-20.
- (9) オルレアン市立図書館蔵。マニナハ司書長兼インター・ネット部長の協力により得られた情報によると、1114年のサルブリア公會議 (concile de Sardique) では、聖職者にたゞし、世俗の裁判に介入し、恩赦を通じて悔悛を促すようになら義務が課せられた。
- (10) Guyon, Gérard, *Justice de Dieu, justice des hommes. Christianisme et histoire du droit pénal*, Bouère, 2009, pp. 240-248.
- ■ ■ *Ibid.*, p. 239.
- Kozol, Geoffrey, *Begging Pardon and Favor: Ritual and Political Order in Early Medieval France*, Ithaca, 1992, p. 183.
- *Ibid.*, p. 194.

■ 沢時の主権法は「*トトニエ*」、サリカ法やリップアリト法には恩赦は存在しなかった。Le Poulichet, Guy-François, *Le droit de grâce dans les trois derniers siècles de l'Ancien Régime*, Thèse présentée en vue de l'obtention du doctorat en droit, Paris, 1956, p. 5.

■ *Ibid.*, p. 6.

■ 恩赦は、いの言葉から想像されるような、「上からの秩序維持」という側面だけでなく、モンセンサスによる支配の実現に用いられたものであった。たゞ、一五世紀から一六世紀にかけての「ヨルンブルクでは、外部権力が市参事会の決定に口をはさむ」とを防ぐために、恩赦嘆願の禁止を条例により命じる一方、市参事会は当事者間の和解による紛争解決を目指し、恩赦を用いて和解の成立を促した。池田前掲書、一六九一—七一、一八一—八四ページ。

■ Le Poulichet, *op. cit.*, p. 7.

■ Koziol, *op. cit.*, pp. 271, 273-274.

■ vide *Ibid.*, pp. 286-287.

■ 中世フランスにおいては裁判による紛争解決よりも仲裁による和解が好まれていた。南フランスにおいては Cheyette, Fredric, L., 'Suum cuique tribuerit', *French Historical Studies*, Spring 1970. フレドリック・L・シェイエット「各人にその取り分を」、岡師宣忠訳（服部良久編訳『紛争のなかのヨーロッパ中世』京都大学学術出版会、1100六年、所収）、西フランスにへこゝせ White, Stephen D., 'Pactum ... Legem Vincit et Amor Judicium': The Settlement of Disputes by Eleventh Century Compromise in Western France, *The American Journal of Legal History*, v. 22, n. 4, 1978. ベトマーヴィン・D・ホワイト「合意が法に勝つ、和解は判決に勝る」轟木広太郎訳（服部前掲書、所収）を参照。

■ Gauvard, *op. cit.*, v. 2, p. 907.

- 二用語分の原文は «Misericordia et veritas, id est iustitia, custodiunt regem quia misericordia sine iustitia est pusillanimitas, et iustitia sine misericordia est crudelitas, quae destruunt regem et regnum. Sed misericordia iustitia stimulata, et iustitia misericordia temperata, custodiunt regem et regnum» とある。Lyre, Nicolas de, *Postillae literalis et moralis, Biblia sacra sum Glossa ordinaria*, v. 6, Anvers, 1617, prov. 20 (III, 1694) cité dans Gauvard, *op. cit.*, v. 2, p. 908.
- *Ibid.*, p. 908.
- voir *Ibid.*, p. 918, Tableau 49.
- ハーバード大学の古葉。Boissy, Gabriel, *Les pensées des rois de France*, Paris, 1955, p. 55.
- Renaud, art. cit., p. 579, note 23. 例へば、1500年頃には、聖体の祝典のため用意されたばかりの花を摘んだ罪に問われた男性が赦免を得た。Gauvard, *op. cit.*, v. 1, p. 60.
- Gauvard *op. cit.*, v. 1, p. 65, Tableau 3.
- Gonthier, Nicole, *Le châtiment du crime au Moyen Âge XIIIe-XVIIe siècles*, Rennes, 1998, pp. 192-194.
- Sermet, *op. cit.*, pp. 77-80.
- Farinaceius, Prosperus, *Praxis et theoria criminalis*, I, 1, quiesit. 6, n. 20, cité dans Sermet, *op. cit.*, p. 80, voir aussi pp. 77-79.
- Isambert et al., *op. cit.*, t. 4, pp. 547-548.
- *Ibid.*, t. 5, p. 69.
- *Ibid.*, t. 4, pp. 819-820; Sermet, *op. cit.*, p. 78.
- Sermet, *op. cit.*, p. 78. いわゆる犯罪であっても恩赦が認められた場合もある。実際、大法官は恩赦の可能性のある罪人の有無を常に気にかけ、地方長官や検事長じみのような罪人にっこり尋ねてんだ。Foucault, *op. cit.*, p. 60, note 5. しかし、別の例では、バルルマン法院が、夫を毒殺した罪により一五八五年八月三〇日の法院判決で火刑を言い渡された妻にたいし、彼女

が死刑を終身刑に減刑する旨の書状を得ていたにもかかわらず、認可を拒んでいた。国王の側は、登録厳命の書状（*jussion*）を四度出したが、法院は、被告人が「これ以上恩赦状を得られない」とを確認するまで書状を認めなかつた。Sernet, *op. cit.*, p. 120.

■ ル・プリシェは、恩赦状には第三者の権利にかんする記述があるとしているが、必ずしもやうではない。Le Poulichet, *op. cit.*, p. 20.

■ Gauvard, *op. cit.*, v. 2, pp. 912-913.

■ Guyon, *op. cit.*, pp. 242-248.

第二章 アンシャン・レジーム期の恩赦

第一節 王令における恩赦

(一) 一六七〇年刑事王令のテキストの問題

フランスで初めて恩赦を体系的に規定したのは、一六七〇年刑事王令であつた。⁽¹⁾それ以前には、国王以外に恩赦権を認めないという法令が出されたと思えば、別の法令では大貴族など他の主体に恩赦権を与えており、特に大きな見通しもなく法令を出していたように見える。⁽²⁾

ここから、一六七〇年刑事王令の重要性が明らかとなるが、実は、この王令には複数のテキストが存在する。わが国の図書館が所有するものに限つても、イザンベールの法令集の他に、一六七〇年当時のテキストやその新版が所蔵されているし、⁽³⁾リプリント版にも、一九八一年にベルギーで出されたものや、一九九六年にミラノで出されたものが見られる。⁽⁵⁾さらに、王令起草の際の審議録や注釈書『ルイ十四世の諸王令の検討会議』(以下、『会議』と表記する)などもある。⁽⁶⁾翻訳には、中村義孝、塙浩、鈴木教司によるものがある。⁽⁷⁾これらの底本はイザンベールの法令集であるが、しばしば指摘されるように、この法令集には誤記が時々見られる。我々が参照できた一九八一年と一九九六年のリプリント版、審議録、『会議』、ジュースの『一六七〇年八月の刑事王令にかんする新注釈』、セルピヨンの『刑事法典』⁽⁹⁾そしてイザンベールの法令集には、少しずつではあるが、違いが見られる。そこで、本稿では、一六七〇年刑事王令における恩赦の規定の中身に入る前に、まず諸テキスト間の差異を検討する。なお、注⁽¹⁰⁾には一九八一年版を底本とする翻訳をつけたので、適宜参照していただきたい。

一六七〇年刑事王令第一六章の表題は、「罪刑消滅、赦免、容赦、出廷許可、追放刑およびガレー船徒刑からの呼戻し、減刑、復権および再審の書状について」であるが、『会議』だけが、追放刑およびガレー船徒刑からの呼戻しの前後にセミコロンを置き、そのすぐ下に書かれている注釈には、これらの書状は全く同じ法律に従うわけではなく、それぞれにかんして別の規定が定められているので、混同してはならないと書かれている。ゆえに、著者ボルニエは、八種類の恩赦の行為を、三グループに分けていると考えられる。すなわち、罪刑消滅、赦免、容赦、出廷許可と、追放刑およびガレー船徒刑からの呼戻しと、減刑、復権、再審である。ただ、彼はこれ以上のことを何も述べていないし、効果や手続きに注目しても、このグループ分けには疑問が残る。

審議録によれば、草案の第一条から第三条は、審議段階で削除されている。草案第一条は、罪刑消滅の書状が死刑相当の罪のみに、また、赦免の書状を伴って与えられることを、同第二条は、国王の命令、尚書局秘書官による署名を経なければ書状の押印は行われない」とを、そして同第三条は、罪刑消滅の書状には、事件の状況や、「それが生じた何らかの仕方と方法において (en quelque sorte & maniere qu'il soit arrivé)、事件が容赦され (pardonné)、罪刑が消滅した (aboli)」といふくだりを書いてはならない」とを規定していた。これらの条文が削除された理由は、恩赦状を与える国王は以上のこととを当然理解しており、書く必要がないということであった。

次に、草案第四条、つまり完成した王令の第一条から見ていこう。審議録と『会議』にだけは、それぞれの条文に見出しがつけられており、第一条は、審議録では「いかにしてそれらは認可されるのか」と、『会議』では「裁判官らが罪刑消滅の書状を認可する際の (font d'entreiner) 義務について」とされている。成立した条文は、「罪刑消滅の書状」について書いているので、審議録の見出しが一見適切でないようにも見えるが、草案段階では、第一条の規定はすべての書状を対象としていた。しかし、パリ・パルルマン法院長ラモワニヨンが、習慣上、罪刑消滅

の書状と赦免の書状には大きな違いがあると指摘する。関連して、国王国務会議評定官ピュソールは、赦免の書状は裁判上の書状であるが罪刑消滅の書状は国王による純粹な恩赦であると言う。つまり、国王に由来する罪刑消滅の書状と、裁判上の書状である赦免の書状を同列に扱うことはできないということであろう。また、草案では、アンシャン・レジームの最高裁判所であり、現在でいう控訴院に相当するパルマン法院の建言について何も規定されていなかつたが、ラモワニヨンは、パルマン法院が、恩赦状にかんしていつも建言を行ってきたとして、法院の建言権を求めた。彼によれば、それは犯罪が残虐で恩赦に値しない場合と、書状の内容が有罪証拠に一致しない場合に可能である。これについて大法官セギエは、前者の場合には建言が行われるが、後者の場合は恩赦状を無視して判決に移ればよいと答えた。次長検事タロンは、基本的にはラモワニヨンの意見を認めつつ、裁判官は国王に犯罪の残虐さを提示し、政治社会 (Société civile) を傷つける犯罪を赦すことにより正義が受ける害悪と、その犯罪が刑罰による見せしめに値することを考えさせるのだと言う。書状の内容が有罪証拠に一致しない場合の建言の根拠は、恩赦は書状の内容に与えられるのであって、その内容と異なる事実には与えられていないという点である。つまり、裁判所は赦しよりも厳しい裁きを重視するが、国王の正義と仁慈は神の正義と仁慈の模倣であり、人々が真摯に告白した場合にのみ彼らの罪を消滅させるのである。こうして、前述の二つの場合における建言権が認められた。

第二条と第三条には修正は加えられていない。しかし、第三条は『会議』のみ、一九八一年版では *elques* とされている箇所に *aufquels* の語が用いられている。*elques* は「…における」を意味する *en* と関係代名詞 *lesquels* からなるが、それにたいし、*aufquels* は *à* と *lesquels* からなり、文脈上、この *à* は空間を意味している。したがって、意味上の違いは大きくはないものの、別の単語を用いた理由については、『会議』は何も述べていない。また、セ

ルピヨンの注釈書は、この部分に場所を意味する où を用いているが、その理由も明らかでない。

第四条は、草案から大きく修正が加えられた条文のひとつである。草案では、この条文が適用されるのは「赦免もしくは容赦」の場合とされていたが、成立後のテキストでは、それらに代えて、罪刑消滅の場合と書かれている。なぜ、このように重大な変更が生じたのだろうか。審議録によれば、まずラモワニヨンが、その条文に罪刑消滅を含め忘れていると指摘し、ピュソールも、罪刑消滅にかんする条文に赦免の文字があることは間違っていると言った。ここから、草案の文言にもかかわらず、この規定は罪刑消滅に適用されるものと考えられていたことがわかるが、彼によれば、この誤りは一五六六年のムーラン王令が、赦免に、一六七〇年刑事王令でいう罪刑消滅と同様な効力を与えてしまつたためである。したがつて「罪刑消滅」の言葉 자체を王令から排除することで修正をしなければならない。これにたいしタロンは、赦免や容赦の言葉をすべての条文から排して、罪刑消滅に統一せよと言う。

結局、ピュソールやタロンの言うようにはならなかつたが、第四条には別の修正点もある。まずひとつは、誘拐も恩赦の対象から外されたことがある。一六三九年の王令に従つてこれを提案したタロンに加えて、ピュソールは、恩赦の対象外となるのは、誘拐による誘拐と暴力による誘拐のうち後者のみであると主張し、彼の意見が成立したテキストに反映された。このような犯罪を「免責不可能の (irrémissible)」犯罪というが、一九八一年版のみ、第四条に規定されている決闘および予謀を伴う殺人、一定の犯罪のために雇われること、そのような犯罪のために人を雇いもしくはそそのかすこと、誘拐、司法官などへの暴行および侮辱の五グループの犯罪のうち、誘拐の前でピリオドが打たれ、そこから新しい文が始まつてゐる。また、ジュースの注釈も、誘拐の前にコロンを置いてゐる。さらに、セルビヨンの注釈は一定の犯罪のために人を雇いもしくはそそのかすことの直後にセミコロンを置き、前半の三つの犯罪にかんして未遂などが既遂と同様に扱われることを示してゐる。そのためこれらのテキストは、誘

拐と司法官などへの暴行および侮辱を、前の三つの犯罪とは別に考えていたように見える。たしかに、ジユースは、別の著作の中で、決闘を殺人（homicide）の一種とし、また、一四九八年のプロワ王令第一九五条を根拠に、謀殺（affaifnat）と、一六七〇年刑事王令第一六章第四条が定めるような形で雇われあるいは人を雇うことと同列に論じているが、誘拐と司法官などへの暴行および侮辱をひとまとめて捉えてはいない。

第三の修正点は、免責不可能の犯罪に恩赦が与えられた場合の、下級裁判所の建言権についてである。上座裁判所の建言を認めたピュソールにたいし、ラモワニヨンは上座裁判所の建言権を否定したうえで、検事長への問い合わせは可能であると述べた。ピュソールは、この場合大法官に問い合わせた方が自然であると答え、下級裁判所による大法官への進言が認められた。なお、完成したテキストのうち、セルピヨンだけが、この部分に *et finiront* ではなく、ほぼ同義ではあるが、*jugeront* を用いている。

最後に、草案では建言の期間や方法は一六六七年民事王令第一章の規定に従い、一週間（huitaine）以内に建言がなされなければ自動的に認可されることになっていたが、審議の結果適用が排除された。ラモワニヨンが、恩赦状の認可には時間がかかるとして反対し、ピュソールも、私人を対象とする恩赦状には適用されないとしたのである。

第五条では、草案の最後にあった「この章の第二条と第三条により規定された形において」という、赦免の書状と容赦の書状に玉璽が押される条件にかんする記述が、草案第二条、第三条の削除に伴い、削除された。この条文では、セルピヨンだけが後半の *réhabilitation du condamné* で一度文を終わらせていくが、意味からするとこれは誤りであると思われる。第六条から第八条は草案そのままの形で成立した。しかし、イザンベールの法令集と一九九六年のリプリント版のみ、第八条の後半の *enfin* estre という部分が、être ensuite と、順番が逆になっている。ま

た、セルピヨンは誰が送付と押印を決定するかを書いていない。

第九条には、『会議』はなぜか見出しを付けていない。見出しえない条文は他にも、第一〇条、第一一条、第一三条、第一四条、第一六条から第二一条、第二五条があるが、その理由は何も書かれていない。本文に目を移すと、草案段階では、再審の書状は原審で判決を下した裁判官に送付されると書かれていたが、判決を下した法院に送付されると修正されている。原案に異議を唱えたのはラモワニヨンで、彼は二つの点を指摘した。まず、再審は刑事案件にかかるものであるから、民事事件における錯誤の申し立てのように、全く同じ裁判官である必要はない。次に、この規定では上座裁判所の裁判官やマレショセのプレヴォ裁判官に再審の書状が送付されてしまう可能性があるが、これらの下級裁判所においては、上訴が可能なので、再審はできないのである。

第一〇条から第一四条も、審議録は草案がそのまま採択されたとしている。しかし、第一〇条は、一九八一年版などでは「請求に添付された書類」と、受動態が用いられているのに、草案では「請求に添付する書類」と、能動体で書かれている。成立後のテキストについていえば、セルピヨンの注釈のみ、前半の *devant* が、ほぼ同義の *pardevant* になっており、また、後半の *par lequel* のあとに *temps* がつけられている。第一三条は、草案では *esquelles* と *préfidal* と書かれている部分が、それぞれ、成立後のテキストでは *où* と *Siege Préfidal* となっている。なお、草案段階では、第一三条と次の第一四条の順番が逆であり、審議録にもそのことは明記されているが、変更の理由は明らかにされていない。第一四条でも、草案以外のすべてのテキストの冒頭部分が *Pourront néanmoins* とされ、草案では見られなかった *néanmoins* の語が加えられている。また、この条文は、貴族の場合も上座裁判所で書状の認可がされることを規定しているが、審議録の見出しには「諸制限」とだけ書かれているし、第一二条も同様に、貴族に与えられた書状にかんする規定であるにもかかわらず、審議録も『会議』も見出いでそのこと

を説明しておらず、一見、一般的な規定であるようなイメージを抱かせてしまう。しかし、完成した法令には見出しが付けられなかつたからか、審議の際でもこのことは問題とされていない。

ところで、ラモワニヨンによれば、第一二条と第一四条の規定は過去の王令を踏襲したもので、貴族の名誉によるよう見えるが、実際はパルルマン法院に管轄させることで、貴族たちが裁判官を自分で選ぶことを禁じていて、彼によれば、第一二条が上座裁判所による管轄を認めれば、貴族に親和的な小さな上座裁判所に事件を委ねることも可能になる。一方、ピュソールは、パルルマン法院に認可を限定したのは、貴族が彼らの権威を濫用しないためであったが、上座裁判所による被告人の保護が保障されているならば被告人にはより安全となるし、最初の判決で放免する方が危険なう回路を経て恩赦を得るよりも、認可を求めるためには適當であるとして、上座裁判所による管轄の利点を主張する。結局ピュソールの意見が支持されたようで、この規定にも文面の変化は加えられなかつた。

第一五条は、認可の際に受益者がいったん投獄されるべきことを規定している。草案では、投獄期間は「当該書状にたいする終局判決が下されるまで」とされていたが、審議の中で、「審理の間ずっと」という言葉が加えられた。審議録はこれ以外の修正はないと述べているが、その他のテキストでは、指示代名詞 *icux* の部分に代名詞 *eux* が用いられており、若干ニュアンスが変わっている。第一六条から第二一条はどれも修正なしで成立している。ただ、第一八条は、草案のみ「手続き」の語が单数形になつていて、また、セルピヨンの注釈のみ、前半の「訴訟の書類」という言葉が「手続き」となつていて、第一二条はイザンベールの法令集と一九九六年版、そしてセルピヨンの注釈のみ *après quoy feront renvoyez en prison* の *quoy* と *feront* の間に主語 *ils* が挿入されている。

第二二条の草案は、書状提出後の証人尋問を認め、検真・対質を禁じていたが、これにはまずラモワニヨンが、もし、追加の証人尋問があつたのに検真・対質がなければ訴訟は正常ではなくなつてしまふので、検事も私訴原告

人もそれを求める権利があると述べた。部長評定官ノヴィオンも、この規定に従うなら、書状の棄却あるいは中間判決と、裁判の終局判決を同時に下さなければならなくなってしまうと言う。さらに、タロンは、刑事裁判においては、重要な証拠が追加の証人尋問から得られることが多いとして、そのような証拠にかんする検真・対質を求める。ピュソールは、追加を認めるかどうかは裁判官の裁量によればよいとし、ラモワニヨンも、軽微な事件なら免除は可能であるが、死刑などの重要な事件では裁判官の裁量によるとする。また、タロンは、この条文の規定では、書状の取得者が証人尋問だけで判決を求め、検真・対質を免れてしまうかもしだいと見え、書状についてと事件についての二回判決を下さなければならないととられてしまうと言う。彼によれば、被告人が提出した尋問に決定を下す際に、より重大な証拠調べをする余地がないか調査するというのがこの条文の意図であるので、被告人が証人尋問により、検事長が自白により判決を求めるとき、追加で証人尋問や検真・対質をできることがないとすべきである。また、彼は、草案では認められていた領主の検事による検真・対質の請求権を否定した。というのは、赦免は国王裁判官にのみ送付されるからである。最後に、検真・対質は免責不可能な犯罪や書状の内容が有罪証拠もしくは証人尋問と矛盾する場合を除き、書状の判決が下されてから行われるという部分が削除された。なお、この条文では、セルピヨンのみ「証人尋問をし」ではなく「証人尋問をさせ」としている。

第二十三条からは、すべての草案が修正なしで成立している。ただ、第二十五条は、草案の「すべての証人尋問と有罪証拠が…（中略）…持参され（portées）」という部分が、その他のテキストでは「…（前略）…もたらされ（apportées）」となっており、また、イザンベールの法令集と一九九六年の二巻本のみ、最後の *contre les greffiers qui feront en demeure* の間に *en* が入れられている。ただ、挿入された *en* を受ける語がは「ありしない」ので、これは誤植であろう。また、第二十七条は、認可が拒否される場合のひとつに、書状が有罪証拠と一致していな

かつた場合を挙げているが、草案では elles ne font point conformes とかれているのにたいし、他のテキストでは elles ne font pas conformes と、少し弱い表現になつてゐる。理由は明らかにされていないが、この後、有罪証拠と書状の内容との一致の判断が緩やかになつてくる」とがほのめかされていると言えるかもしれない。最後の第二八条は、再審の書状が否認された場合についてであるが、草案では「再審の書状」の語が間違つて「赦免の書状」と書かれている。

以上のように、諸テキスト間には誤植にとどまらない違いが見られた。いくつかの箇所では変更の理由が明らかにされていなかつた。このことから、意味を損ねなければ、語の違いはあまり気にわれなかつたといひことがわかるのである。

注

- (1) ルグーの作成したリストによれば、一三四九年から一六七〇年刑事王令までに与えられた王令、国王公開状、国王宣言、勅令、裁決、パルマン法院判決は全部で六五を数えるが、いへつかの王令の意義として、法定の様式から外れた嘆願を排除し、訴訟を続行するためトル・ブリシェは述べている。ここから、裁判の遅延を狙つた嘆願が連発されていたと考えられる。なお、ルグーのリストは、王令の変遷をたどるために有用であるが、イザンブルの法令集と照らし合わせてみた限りでもそのから抜け落ちているもののが多數ある。Legoux, Jules, *Du droit de grâce en France comparé avec les législations étrangères: commenté par les lois, ordonnances, décrets, lettres patentes, déclarations, édits royaux, arrêts de parlements, de la Cour de cassation et de cours impériales, avis du Conseil d'État, décisions et circulaires ministrielles, instructions de l'administration de l'enregistrement, etc., depuis 1349 jusqu'en 1865*, Cötillon, 1865; Le Pouliche, op. cit., pp. 10-11.

- (2) やがて「*ordonnance*」一六七〇年以前には学説においても恩赦のやがては種類の区別が一致していなかった。たゞ「*ordonnance*」カルダナル・ア・ル・アレス後述する赦免を指す言葉の「*rémission*」や「*grâce*」を用いて、*rémission*を加害者が誰なのか、あるいは誰が該犯罪が偶発的であるのか予謀を伴ったもののかむしろた疑問が生じた場合に与えられるものと位置づけられる。*Le Bret, Les œuvres de messire C. Le Bret, conseiller ordinaire du Roy en son Conseils d'Etat et Privé*, 1663, Paris, p. 296.
- (3) *Ordonnance de Louis XIV. roy de France et de Navarre: donnée à Saint Germain en Laye au mois d'août 1670: pour les matières criminelles*, Paris, 1670. 新版の出版年は一七三八年、一七五一年。
- (4) *Ibid.*, réimpression, Bruxelles, 1981.)の版にはオリジナル版の出版年への言及がな。NACISIS-Webcat では一六七一年とみなされるが、目録作成者によれば記載されない。
- (5) *Code Louis*, t. 2, Louvain, 1700; réimpression, Milano, 1996. これは一六六七年民事王令の収録である。一巻本である。
- (6) *Procès-verbal des conférences tenues par ordre du roi, pour l'examen des articles de l'ordonnance civile du mois d'avril 1667; et de l'ordonnance criminelle du mois d'août 1670*, Paris, 1776; Bornier, Philippe, *Conférences des ordonnances de Louis XIV. roy de France et de Navarre, avec les anciennes ordonnances du royaume, le droit écrit & les arrêts, enrichies d'annotations et de décisions importantes*, t. 2, Paris, 1737.
- (7) 中村義孝「資料 ルイ十四世一六七〇年刑事王令」『立命館法学』第二二二(大島)、一九九九年、二九八—二〇一一四—二三、塙浩「ルイ十四世「刑事王令」(一六七〇年)訛」(塙前掲書、所収)、鈴木前掲書、一〇一—一一一四—二三。
- (8) Jousse, Daniel, *Nouveau commentaire sur l'ordonnance criminelle du mois d'Août 1670*, Paris, 1763 pp. 321-348.
- (9) Serpillon, François, *Code criminel, ou commentaire sur l'ordonnance de 1670*, Lyon, 1767 pp. 745-805.
- (10) 「一六七〇年刑事王令第一六章「罪刑消滅、赦免、容赦、出廷許可、追放刑およびガレー船徒刑からの呼戻し、減刑、復権および再審の書状について」の全訳は以下の通りである。

第一条（罪刑消滅の書状の認可）

罪刑消滅の書状が送付される朕の法院およびその他の裁判官に、書状が有罪証拠や証人尋問と一致した場合には、即座に認可することを命ずる。しかし、犯罪の残酷さにかんして発見したことを朕の法院は朕に建言し、またその他の裁判官は大法官に進言することができる。

第二条（赦免の書状）

赦免の書状は、過失致死のみ、もしくは生命の正当防衛の必要からなされた殺人に与えられる。

第三条（容赦の書状）

容赦の書状は、死刑には相当しないが、宥恕されえない場合に玉璽が押される。

第四条（免責不可能な犯罪）

いかなる罪刑消滅の書状も決闘、予謀を伴う殺人には、正犯でもそれを帮助した者でも、それらが犯されたきっかけまたは口実が、けんかの仕返しであれその他のことであれ、与えられないし、金銭あるいはその他のものによって、殺害し、侮辱し、暴行を加え、もしくは犯罪による囚人を裁判所の手から奪還するために雇われた者にも、彼らを雇ったかそうするよう教唆した者にも、それが陰謀もしくは未遂だけの場合、さらにその結果が生ずるおそれしかなかつた場合であつたとしても与えられない。暴力により犯された誘拐にも、朕の司法官、執達吏、裁判にかんする何らかの行為に携わる役人に暴行を加えたもしくは侮辱した者にも与えられない。また、もし罪刑消滅の書状あるいは赦免の書状が上記の場合に送付されたときは、朕の法院は朕に建言をし、朕のその他の裁判官は朕の大法官にこれにかんして彼らが判断していることを進言することができる。

第五条（大尚書局で玉璽が押される書状）

罪刑消滅の書状、五年の欠席の後の出廷許可の書状、追放刑およびガレー船徒刑からの呼戻しの書状、減刑の書状、受刑者の財産と評判の復権の書状、そして再審の書状は、朕の大尚書局においてのみ玉璽が押される。

第六条（花押の下に資料が添付される書状）

パルルマン法院の有罪判決およびその他の裁判所による有罪判決は追放刑およびガレー船徒刑からの呼戻しの書状、減刑の書状、復権の書状の花押の下に添付されるが、これを欠いた場合は、取得者はそれを利用することはできず、また裁判官はそのような恩赦状を考慮してはならない。

第七条（呼戻しの書状などの認可）

朕の裁判官、さらに朕の法院は、彼らに送付された、追放刑およびガレー船徒刑からの呼戻し、減刑、そして復権の書状を、その内容が有罪証拠や証人尋問と一致するか審査することなく認可することを命ずる。ただし、朕にたいして、裁判官が適当であると判断したことを朕の法院を通じて進言することは除く。

第八条（再審の書状）

再審の書状を得るには、受刑者は請求によって事実を状況とともに報告しなければならない。この請求は、朕の国務会議で報告され、会議が適當と判断すれば、朕の王宮の訴願審査官に、意見を得るために送付され、それはそのあと朕の国務会議で報告される。そして当該書状が公正であれば、送付され、玉璽が押されることが、国王国務会議裁決により命じられる。またこの結果として、それらは朕の尚書局秘書官の署名を受ける。

第九条（再審の書状に添付される書類）

朕の王宮の訴願審査官の意見と朕の国務会議の裁決は、再審の書状の花押に添付され、送付は事件を管轄した朕の法院になされる。

第一〇条（新証拠の提出）

両当事者は、再審の書状が送付された裁判官にたいし、請求に添付された新たな書類を提出することができ、その写しが相手方当事者に与えられる。それに返答するための書類もまた請求によって行われ、その写しも定められた期間内に同様にして与

えられる。この期間が満了し、すべてが朕の検事に伝達された後、提出されたことにかんして、書状の判決が下される。

第一条（貴族の身分の表示）

貴族によって得られた赦免、容赦、出廷許可、追放刑およびガレー船徒刑からの呼戻し、減刑、復権、再審の書状においては、彼らは名を挙げて自分の身分を示さなければならない。これに従わなかつた場合無効となる。

第二条（貴族によって得られた書状の送付）

貴族によって得られた書状は、すべて裁判管轄と事件の性質に従つて、朕の法院のみに送付される。ただし、私訴原告人が要求し、法院が適當と判断すれば、審理を各地に移送することができる。

第三条（平民によって得られた書状の送付）

平民の身分にある者により得られた書状の送付は、上座裁判所のある場所の朕のバイイもしくはセネシャル裁判官になされる。上座裁判所の全くない地方においては、送付は明らかに朕の法院に属する裁判官になされ、他にはなされない。これに従わなかつた場合判決は無効となる。

第四条（管轄にかんする制限）

しかしながら、貴族によって得られた書状も、管轄権を有すると判断された場合には、上座裁判所に送付されうる。

第五条（書状の提出における投獄の義務）

罪刑消滅、赦免、容赦、出廷許可の書状は、それを得た者が実際に投獄もしくは勾留されていなければ、その者により提出されることはできない。また、身柄拘束令状が当該書状に添付され、受領者を審理の間ずっと、当該書状にたいする終局判決が下されるまで監獄にとどめる。いかなる裁判官も、保釈金もしくはその他により彼らを解放してはならない。これに反した場合、裁判官には職務の停止、被告人にたいして下される有罪判決に伴う支払いが科される。

第一六条（提出期間）

書状は習得の日から三月以内に提出される。この期間を超えた場合、裁判官はそれを考慮してはならない。また、取得者は新たにそれを得ることも、その期間を回復することもできない。

第一七条（命令の執行との関係）

書状の取得と通達は、当該書状が送付される裁判官の監獄に被告人が実際に入った状態となるまで、命令の執行、審理、判決そして欠席判決の執行を妨げることはない。

第一八条（すべての手続きの書記への伝達）

有罪証拠と証人尋問その他訴訟の全書類、さらに当該書状の取得以降の手続きは、送付がなされた裁判所の書記に直ちに伝達される。以上のこととは、再審の書状についても生ずる。

第十九条（書状の私訴原告人への通達）

書状は私訴原告人に通達され、その写しが裁判官の命令による召喚状とともに与えられ、それにより、私訴原告人に異議申し立ての方法を与え、認可を進める。また、期日前に手続きを進めることに、私訴原告人が署名と正式な通達をもって同意した場合に限り、朕の一六六七年四月のオルドナンス〔民事王令のこと〕に規定されている形式と期限が遵守される。

第二〇条（書状の国王検事への伝達）

書状が、訴訟全体とまとめて、朕の検事に伝達されなければ、書状の判決に取りかかることはできない。

第二一条（提出の方法）

罪刑消滅、赦免、容赦の書状を嘆願する者は、帽子を脱いで跪いた状態で、当該書状を法廷に提出し、それが彼らの前で読み上げられた後、真実を記載していること、嘆願者がそれを得るために税(charge)を支払ったこと、それから当該書状を利用したいことを宣言する。この後、その者は監獄へ送り戻される。

第二二条（書状の提出後の許可事項）

朕の検事と、私訴原告人がいた場合には私訴原告人は、赦免および容赦の書状の提出があつても、追加で証人尋問をし、検貞や対質をさせることができる。

第二三条（書状の提出において物を受け取ることの禁止）

朕の刑事代行官ならびにその他の裁判官、書記官そして執達吏は、当該書状の掲示、読み上げまたは交付のため、もしくは法廷に案内しあるいは入れるためなど、いかなる口実があつたとしても、物を要求したり受け取つたりすることはできない。たゞそれが自発的に送られた物であつても同様である。これに違反した場合には、公金横領の罪として処罰され、四倍額の返還が命じられる。

第二四条（監獄における尋問）

書状の嘆願者は、報告判事によって、有罪証拠と証人尋問の結果たる事実について監獄内で尋問される。

第二五条（すべての有罪証拠を見ずに認可することの禁止）

いかなる裁判官も、朕の法院の裁判官でさえも、すべて証人尋問と有罪証拠が朕の検事に持参され、伝達され、裁判官により確認され、検討された後でなければ、これらの書状の認可を行うことはできない。これは、書記にたいして当該書状を持参するよう督促があつた場合や、書状の嘆願者が十分に注意したことを証明した場合でも同様であるが、執行力を与えたり、遅滞している書記に別の刑罰を与える場合は、この限りでない。

第二六条（法廷での尋問）

受領者は法廷で、判決の前にセレットの上で尋問され、またその調書は書記の手によって記載され、上訴の場合には朕の法院に訴訟資料とともに送付される。

第二十七条（請求の棄却）

赦免、容赦の書状が免責不可能の事件の場合に獲得されたり、その内容が有罪証拠と一致していない場合には、書状の取得者はその請求を棄却される。

第二十八条（敗訴した者の罰金）

再審の書状の受領者で敗訴した者は、朕にたいすqe|||〇〇リーヴルの罰金と相手方にたいする一五〇リーヴルの罰金を科されre。

(*Ordinance de Louis XIV. roy de France et de Navarre. Donnée à Saint Germain en Laye au mois d'août 1670. Pour les matières criminelles*, Paris; réimpression, Bruxelles, 1981, pp. 99-109.)

見出reは *Procès-verbal*, pp. 185-201; Bornier, *op. cit.*, pp. 227-263 を参照に、筆者による作成。なお、塙は第一三五条後半部分を、「以下の文は訳者による難解故に訳を省略する」とし、鈴木も第一〇条、第一二条、第一五条、第二五条に「？」を付けている。

以下、原則として、条文原文の引用は一九八一年版による。

■ 第一条（草案第四条）の議論の中で、タロンは、「のくだりを書く」とにより、状況が変わったことを口実に、裁判官によre棄却を妨げてしまうと述べている。 *Procès-verbal*, p. 187.

■ なお、国王は初め草案第一条から第三条に手を加えないことを意図していたが、結局は大法官の決定に委ねている。 *Ibid.*, pp. 185, 191.

■ ジャン・タロンは「裁判官たちは君主が罪刑消滅の書状により赦した者に正当な理由なく有罪を言い渡すことを決して恐れてはならない」と述べている。 *Ibid.*, p. 187.

■ 法文の上では、上述の犯罪には罪刑消滅と赦免が認められないとされているが、『会議』によれば、その他の恩赦にも一般

化や々いといがドモ。Bornier, *op. cit.*, p. 236.

■ Jousse, Daniel, *Traité de la justice criminelle en France*, t. 3, Paris, 1771, pp. 249, 320.

■ 審議録には「…（前略）…下級裁判官は、かれらの建議を行つたために大法官に聞こ合わせれ」 ジョルジ・ラザレ。Procès-verbal, p. 190.

■ 以下、強調は引用者による。

■ 一五七一年のアンボワーズの勅令第九条参考。Isambert et al., *op. cit.*, t. 14, p. 250.

（本稿は、平成二二年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費）の助成を受けた研究の一部である。）